

平成27年第3回上峰町議会定例会会議録

平成27年9月4日（金曜日） 本会議5日
 会期 8日間
 平成27年9月11日（金曜日） 休会3日

平成27年9月4日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 原田 希 5番 寺崎 太彦 6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣 8番 吉富 隆 9番 碓 勝征 10番 大川 隆城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 まち・ひと・しごと課長 小 野 清 人 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年9月4日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第42号～議案第55号)
(議案第56号)

午前9時30分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成27年第3回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

開会の前に皆様方にお知らせをし、御了解をいただきたいと思いますが、生涯学習課長並びに財政課長が体調不良のために欠席をしております。そして、財政課長のかわりに財政係長が着座をしておりますので、御了解いただきたいと思ひます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番碓勝征君及び1番向井正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より9月11日までの8日間といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成27年第3回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り心から御礼申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

総務課

人事関係では、まず、7月1日付で18人の職員の定期異動を行いました。次に、人事評価システムの構築に向けて、6月23日・24日に全職員に対する事前研修を行い、7月23日に職員等で構成する人事制度検討委員会（第1回）を開催し、今後の構築スケジュール等についての協議を進めさせました。

消防関係では、8月1日に切通地区内の高齢者施設「グループホームさくらんぼ」で夜間防火訓練を実施しました。消火活動の訓練と同時に入所者の避難誘導訓練を行い、町・施設・地域が一体となった訓練で、参加者の貴重な経験となり大きな成果が上がりました。消防団第1部格納庫移転新築工事に関しては、6月3日に現場説明会を、同月18日に入札会を行い、工事の発注を終え、地元区長に現地立会をお願いした後、同月29日から着工しました。

防災関係では、まず、防災行政無線の整備に関しては、8月4日に現場説明会を、同月21日に入札会を行い、今議会に請負契約の締結の議決をお願いしております。次に、8月19日に防災会議を開催し、佐賀県の防災計画の変更に伴う「上峰町地域防災計画の修正」の協議をお願いし、貴重な意見をいただきました。また、8月5日に株式会社伊藤園白砂久留米支店長との間で「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する覚書」の締結を行いました。町民センターに設置した飲料自販機について、災害時に機内の商品を無償提供いただくというもので、安心感の向上に大きな効果を得ることができました。

防犯関係では、7月1日に犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」の街頭広報活動を鳥栖保護区推進委員長として、鳥栖市・三養基郡内で行いました。各自治体で歓待を受け、活動がスムーズに進行できました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

都市公園管理では、鎮西山車道の伐採業務を4月下旬に発注し、5月上旬より実施してい

ます。また、樹木剪定作業を6月中旬に発注し、7月末に作業を完了しました。遊歩道等の伐採は、8月中旬に発注し作業を実施しています。防犯対策として「警察官のパトロール区域」という看板を五万ヶ池駐車場入り口及びアスレチック広場入り口に設置しました。

統計調査では、5年に一度実施される国勢調査が9月10日より始まります。結果の速報は、平成28年2月に行われる予定です。

2. まち・ひと・しごと創生係

総合戦略策定委員会を6月16日、8月5日に開催しました。第2回委員会では、国の4本の基本目標に対する町の基本目標案を提示し議論いただきました。10月策定に向けて議論を重ねてまいります。

佐賀県が交付するさが段階チャレンジ交付金追加交付については、地区や各団体5事業主体からの提案書を取りまとめ、7月に県へ申請しました。結果、全ての事業について採択内定をいただき、事業実施に向け各事業者を支援してまいります。

5つの事業は、下記のとおりとなっています。

事業名	事業主体
上峰町太古木（国天然記念物）をイメージした名物菓子の開発と販売	地域住民・社会福祉協議会
掘り出せ！上峰町の魅力！全国動画配信！	上峰町魅力発掘創造隊
切通地区世代間交流による地域活性化事業	切通地区分館・子供クラブ・老人クラブ
“陵墓－都紀女加王墓”環境美化活動をとおしたコミュニティづくり	都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団
ニュースポーツ・レクリエーション元気アップ交流事業	（仮称）下坊所地区軽スポーツ愛好会

ふるさと納税は、7月24日開催の臨時議会において補正予算を承認いただきインターネットサイトによる寄附申し込み、決済が9月から実施できるように進めています。返礼の商品については、佐賀牛や農産物などを中心に開発を行っています。

7月22日、防衛省への要望活動で地方協力局を訪問し、緊急避難道の整備について要望書を提出し意見交換を行いました。

また、いろいろな行政情報を各家庭のテレビで視聴できるように、情報受診端末（光ボックス）を希望者の御家庭に配布できるように準備を進めております。

財 政 課

施設管理の面で、7月15日に広報企画係と協力して庁舎南駐車場・中の尾団地汚水処理場跡地・中の尾団地調整池（2カ所）・切通婦人の家・鎮西山登山道入り口駐車場への除草剤

散布を実施いたしました。

予算・決算関係では、9月補正予算の要求期限を7月29日に設定し、その後、8月5日に財政課担当査定、8月7日に副町長査定、11日に町長査定を行い、大枠を取りまとめました。

決算統計事務に係る資料作成を6月上旬から取り組み、7月14日に县市町支援課のヒアリングを受けました。また、平成26年度上峰町財政健全化判断比率の算定を行い、8月24日に監査委員の審査を受け、今議会で報告いたします。

普通交付税に係る事務については、4月より継続して算定作業を行ってきましたが、7月24日に平成27年度分の額の決定が行われました。

今年より取り組んでいる固定資産台帳の整備については第1回目の各課ヒアリングを7月21日から24日に、第2回目の各課ヒアリングを8月18日から20日に実施し、町有資産の抽出作業を進めています。

住 民 課

1. 住民記録係

7月末現在の住基人口は9,488人、前月と比較しますと6人の増、世帯数では3,412世帯で6世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連事務としましては、10月より交付される通知カードについて、送付先等の確認作業及び各種申請書等の作成作業に着手しているところです。同制度におきましては、来年1月からは個人番号カードの交付が予定されており、業務の煩雑化の懸念もありますが、遺漏なきように作業を進め、なお一層の住民サービス向上に心がけてまいります。

2. 子育て支援係

保育の必要性認定児童数のうち、8月末現在、ひよこ保育園かみみね113名、ひかり保育園74名、広域保育15園で61名、合計248名在園しています。

次に、児童手当受給者は、毎年6月1日における現況の届け出を行うこととなっており、対象者678名について現況届の受付・審査を行っております。また、消費税の引き上げに伴う国の施策である子育て世帯臨時特例給付金の申請受け付けを、6月1日から6カ月間にわたり実施しています。対象は平成27年6月分の児童手当受給者であり、支給額は児童手当支給対象児童1人につき3千円です。今後も申請漏れ、判定のミスがないよう努めてまいります。

3. 環境係

環境については、7月15日・16日の2日間にわたり大字別に環境美化推進員（区長）等の皆様とともに環境パトロールを実施しました。不法投棄の多い箇所を重点に再点検を行いましたところ目についた不法投棄は昨年より少ない状況でした。また、8月2日（日）の「上峰町清掃の日」におきましては、早朝より各地区において多数の町民の皆様方の参加を得て清掃活動を実施していただきました。収集量は3.2トンで、空き缶、ペットボトル、容器く

ず、雑草等が主でした。

また5月25日に、空き家対策の推進に関する特別措置法施行に基づく特定空き家対策に関するガイドラインの策定を受け、現在、区長各位の御協力をお願いし空き家等の事前調査を実施しております。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及びがん検診を、5月20日から24日まで町民センターで実施し、371名（前年度497名）の方が健診を受診されました。その健診結果の説明を7月7日から7月11日まで町民センターで行い、279名の方に説明を行いました。説明会に来られなかった方につきましては連絡をし、随時役場で説明をしております。また、7月14日・15日に再度未受診の方を対象に町民センターで特定健診を実施し、71名（前年度61名）の方が受診されました。今回受診をされなかった方につきましては、個別健診の受診を勧め、住民の方々の健康についてサポートしていきたいと考えております。

なお、後期高齢者の方も集団健診を受診いただいております、88名（前年度40名）の方が受診されました。今回の健診により特定保健指導の対象者は、動機づけ支援者で41名（前年度45名）、積極的支援者で9名（前年度17名）いらっしゃいました。

2. 保険年金係

国民健康保険高齢受給者証及び後期高齢者医療保険被保険者証、限度額適用・標準負担額認定証の有効期限7月末の更新手続を滞りなく完了しました。

7月末の国民健康保険の被保険者は1,927名（前年度同期1,918名）1,105世帯（前年度同期1,101世帯）、後期高齢者の被保険者は1,093名（前年度同期1,094名）です。国民健康保険被保険者で40歳以上の特定健康診査を受けていない方等を対象に人間ドックを希望される方の受け付けを8月から実施しており、8月17日までの申込者は5名です。

3. 福祉介護係

70年前の8月6日8時15分に広島、8月9日11時2分、長崎に原爆が投下されました。同時刻にサイレンを1分間吹鳴し、また8月15日に開催された全国戦没者追悼式に合わせて、正午に1分間サイレンを吹鳴し、戦没者等に対し追悼の意をあらわしました。

9月13日に町民センターで実施する敬老会の折にお祝いをする金婚者の申し込み受け付けを7月31日までとして、18組の方々に申請していただきました。また、今年度に町内在住の100歳以上の方は8月18日現在6名おられ、最高齢者は102歳です。

今年度も、低所得者に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため臨時福祉給付金の支給がありますが、8月末に町民税（均等割）が課税されていない方を対象に個別通知し、9月1日より支給を開始しております。

社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センター相談体制強化・相談員育成事業

の予防・健康増進事業運動プログラム「元気だよ、全員集合」を7月1日から8月19日まで週2回で延べ15回開催をし、延べ参加者は160名ありました。今後も毎週水曜日と金曜日に開催しておりますので、多数の参加をお願いします。

さが段階チャレンジ交付金の「障がい者よか余暇広場事業」について、7月27日に交付申請があり、7月28日に交付決定をしております。また、ふれあい活性化プロジェクト事業につきましては社会福祉協議会で申請に向けて調整中でございます。

税 務 課

1. 課税係

27年度一般町税現年度分、7月末現在の調定状況について報告します。

全体の調定額は1,152,569千円で、前年同期比30,459千円の減という状況です。税目ごとでは、個人住民税が386,261千円で、前年同期比6,933千円の増、軽自動車税が24,410千円で、568千円の増となっている反面、法人住民税は36,013千円で、10,123千円の減、固定資産税は681,413千円で、27,694千円の減といった状況です。たばこ税は23,065千円で、前年同期比32千円の減、入湯税に関しましても、306千円で、73千円の減といった状況です。

背景及び要因について、個人所得に関しては緩やかな上昇基調と見られますが、税収を大きく押し上げるまでには至っておりません。法人関係では、昨年の税率引き下げによる影響が今年度税収分から反映してまいります。

固定資産税は、評価がえに伴う土地評価の下落及び家屋の経年減価が主たる減収要因ですが、企業の設備投資についても回復の兆しは見られません。

軽自動車税に関しては、来年度からの増税を避けるため新車登録を3月までに済ませた軽四輪分が一時的に押し上げたものと見られます。

2. 収納係

税の収納関係につきましては、6月から9月にかけて滞納繰越分を重点に徴収を行っております。6月下旬には佐賀県滞納整理推進機構と連名で「給与差押予告通知」を32件発送し、1カ月以内の納付を強く促しました。7月末現在、20件で反応があり、うち12件が完納、納税相談による分納が8件で、反応がなかった残り12件については滞納処分を前提とした財産調査に着手しています。なお、年金受給者に対しても「年金差押予告通知」を6件発送しました。うち1件は完納、分納が1件、納付誓約提出が1件という状況です。

今後も機構と連携を図りながら、滞納者対策を強化し滞納額の縮減を図ってまいります。

建 設 課

1. 建設係

まず県道関係ですが、県道神埼北茂安線の道路改良工事について、中村工区と江迎（九丁分）工区の2工区で整備が進められております。中村工区では道路北側の水路改良を、江迎工区ではのり面の防草工事が発注されております。

また、県道坊所城島線の町民センターから加茂の交差点までの歩道整備ですが、東部土木事務所より概略設計を作成したとの報告を受けました。今後、事業化において必要となる関係者の計画同意について、町としましても協力してまいります。

三上地区の緊急避難道整備計画について、6月に九州防衛局へ、7月には防衛省へ要望活動を行いました。防衛省の要望活動につきましては、議会からも正副議長並びに総務厚生常任委員4名の議員に同行いただき、道路整備計画の早期実現に向けて、町の姿勢への協力を強く要望したところであります。

町発注工事関係については、屋形原地区、八枚地区の側溝整備工事、切通東地区の舗装改修工事、また今年度1回目の町道雑草等伐採業務を完了しております。現在、下津毛地区の水路改修工事を発注しているところであり、その他継続の側溝改良や舗装関係につきましても、工事設計業務に取りかかっており、随時工事発注していく計画であります。

2. 管理係

農業集落排水事業の坊所地区機能強化事業につきましては、現在、既設処理場の老朽化した水槽部の改修と場内整備の工事を発注しております。今回、汚水流入が既設処理場から新設処理場へ移行することに伴い、既設処理場の機器・配管の据えつけや新設処理場への機器移設等の機械設備工事を8月下旬に発注いたしました。今後は施設の機能調整を図りながら全処理施設の本格稼働に努めていきたいと考えております。

産 業 課

経営所得安定対策につきましては、9営農組合（構成員206名）及び52名が交付金の申請をされました。この申請に基づき8月に生産組合長の協力を得ながら作付状況について現地確認の作業を実施したところです。

「上峰町サマーフェスタ2015」が、20周年を迎えましたイオン上峰店にて上峰町民市との同時開催を行い、キッズダンス、上峰太鼓、かちやいしよさこい、及び文化協会等地元の皆様方に御協力をいただき、数多くの町民の皆様の御来場をいただきました。

国の第3次経済対策の一環として計画しています「プレミアム商品券発行事業」につきましては、全県共通の「佐賀わくわくプレミアム商品券」の販売を6月20日に行いまして、本町におきましては即日完売となりました。

第2弾として町内の取扱店のみで利用ができます「上峰町プレミアム商品券」を一般用（20%プレミアム）と18歳未満の子供が3人以上の世帯を対象にしました多子世帯用（30%プレミアム）の2種類の商品券を11月8日より販売いたします。今後は広報紙、ポスター及び新聞折り込み等にて町民の皆様に幅広くお知らせいたします。

さが段階チャレンジ交付金事業につきましては、上峰町商工会女性部の「ツバキ油の活用事業」とまちづくり実行委員会から提出されました「鎮西山さくらライトアップ事業」が採択され、各事業主体からの補助金申請に対しまして決定の通知を行っております。現在「ツ

バキ油の活用事業」につきましては、佐賀県産業支援センターよりコーディネーターの派遣をいただき勉強会を行っております。

教 育 課

平成27年度上峰町教育の基本方針を策定しました。本町教育に携わる者全てが、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研さんに努め、町民の期待と信頼に応えられるよう教育を推進していきます。上峰の子供たちが志を高く持って地域を支える社会人として生きていけるように、基礎基本の知識技能の習得はもとより、みずから判断し行動する自覚と資質能力をしっかりと身につけ、同時に、みずから生まれ育ったふるさとに愛着を持ち、周囲と協調・調和を保ちながらも誇り高く主体的に生き抜くことができる気概に燃えた人づくりを進めていきます。

小学校では6月23日、6年生全員による田植え体験を行いました。ことしの稲文字は、「笑顔たくさん上小」です。秋に浮かび上がる文字を今から楽しみにしています。5年生を対象に行う農業体験については、「さが段階チャレンジ交付金」を活用して行います。大豆の播種から収穫、豆腐やみそへの加工体験を通して地域の人とのかかわりや食育の意義を学習し、地域に根差した人材育成を図ります。

I C T教育の推進として、小学校6年生の外国語活動で行う「オンライン英会話授業」について、P T A役員各位を対象に体験会を行いました。パソコン画面に映る講師からのゆっくり上手に話しかけられる英会話に身振りを交えながら答え、楽しくオンライン英会話を体験していただきました。マンツーマンでの英会話に対し、「これならば子供たちも興味を持ってくれそう」との感想をいただきました。9月からの本格導入に向けて取り組んでまいります。小学校生徒用のタブレットパソコンにつきましても地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し整備をいたしました。4月23日に入札を行い、6月30日に42台のタブレットパソコン及び周辺機器の整備を完了いたしました。さらに校内でのインターネットに係るネットワークを、児童用と教職員用に分割し、安全性を確保した新しいL A N環境を構築しました。

壊れて聞きづらかった運動場の放送設備については6月15日に入札を行い、8月21日をもって完成いたしました。また、腐食が進んでいた北校舎非常階段の補修工事についても6月29日に入札を行い、8月21日をもって完成いたしました。

夏休みの留守家庭児童健全育成事業では小学1年生28人、2年生36人、3年生21人、4年生9人、5年生1人、6年生1人、合計96人の児童を受け入れました。9月からは放課後児童健全育成事業として、同様に全学年を対象に受け入れを行い子育て家庭を支援してまいります。

中学校では、三養基・神埼地区中学校総合体育大会が7月18日・19日の2日間にわたり管内各会場で開催されました。団体の部ではバレーボール男子、サッカー男子、ソフトテニス

女子、剣道女子が優勝、卓球男子が3位でそれぞれ県大会への出場を決めました。個人でもソフトテニス、剣道、柔道、テニス、陸上競技の選手が県大会へと駒を進めました。7月29日・30日に行われた佐賀県大会においては、陸上競技の砲丸投げと100メートルハードルの選手が優勝、テニス男子の選手がシングルス第3位で九州大会へと進み、鹿児島で行われた九州大会では砲丸投げの選手が見事8位入賞を果たしてくれました。

ふぐあいを起こしておりました放送調整卓の更新工事については6月15日に入札を行い、8月21日をもって完成いたしました。

生涯学習課

1. 生涯学習係

大分県立九重青少年の家キャンプ場にて、2泊3日のサマーキャンプを実施しました。小・中学生31名の参加のもと、自然の厳しさと雄大さを体験してまいりました。1周400メートルのフィールドアスレチックでは汗を流し、また三俣山登山では、天候にも恵まれ山頂まで登り、雄大な景色を望むことができました。最終日の夜行われたキャンプファイヤーでは、神秘的かつ楽しい雰囲気の中、自分を見詰め直す有意義な時間となりました。活動を通して自主性と協調性を養い、大きく成長してくれたことと思います。

公民館事業では、女性セミナーやふれ愛・粋いきセミナーを開催しております。今回は、料理教室、福岡県糸島市への現地研修、佐賀の歴史人に関する講座等を開催し、多くの皆様に参加いただきました。

地域の皆様を指導者に迎え放課後子ども教室を開催しています。隔週の土曜日に3B体操、英会話、和太鼓、ゲートボールを行っています。また夏休みには夏のデザートづくり、書道、理科の実験教室を行いました。教室会場となっている町民センターやすぱーく上峰で小学生の元気な声が響いています。

井手口地区より、さが段階チャレンジ交付金を活用した「コミュニティリノベーション わたしたちのまちづくり」事業の申請がありました。7月9日付で交付決定をするとともに、当該事業について地域とともに取り組んでいます。

2. 生涯スポーツ係

7月18日から8月31日まで、町民プールを開設いたしました。オープンに先立ちまして、ウオータースライダー階段の人工芝張りかえ及び塗装、プールシャワー室床修繕を行いました。プール運営については警備会社へ委託し、危険防止に努めるとともに、現場に頻繁に行き、委託業者との連絡を密にし、施設利用者の安全確保に努めました。7月には小学校グラウンドのバックネット及び柱・防球ネットの修繕、中央公園の遊具の修繕を行い、施設利用者が安心して利用できる環境づくりに努めました。

秋の町民体力づくり体育大会の準備に取りかかりました。昨年度は台風により体育大会が開催できなかったため、分館長会において手順や種目名称の変更があったところを再確認し、

開催要項の変更についても協議しました。現在、体育協会を初めとする各種団体へ役員の協力依頼を行うとともに、分館長の皆様には参加者の取りまとめをお願いし、申込書を提出いただいたところです。

文化課

埋蔵文化財関係では、まず、例年国庫補助を受け実施している町内遺跡確認調査ですが、6月以降、10件の開発行為の届け出等があり、うち5件について確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

次に、太古木文化財保存地区の土地公有化につきましては、7月5日に第1回説明会を開催し、これまでの経緯と今後の事業などについて地権者の皆様に説明を行い、公有化事業への御理解と御協力をお願いしました。

伝統文化保存継承関係では、米多浮立保存会へ本年の奉納経費等の補助金として7月17日付で交付決定を行い、補助金を交付しました。また、さが段階チャレンジ交付金事業関係の補助金として7月21日付で交付決定を行い、大字前牟田地区へ補助金の交付手続を行っております。

さらに本年は、11月に太宰府市で開催される第57回九州地区民俗芸能大会へ米多浮立の出場が決まり、同大会へ出場経費等に係る追加の補助事業として今議会に補正予算を計上しております。

図書館関係では、まず、「本と雑誌のリサイクル」を6月20日より実施中です。（除籍冊数、図書1,914冊・雑誌946冊）また、小・中学校、保育園、野菊の里などへ116冊の除籍図書を優先配布いたしました。

次に、例年夏休み期間中に小学生を対象に実施している「さまーすくーる」を本年は8教室開催し、子供たち201名と保護者19名が参加されました。参加した子供たちは、日ごろ体験できないようなことを見聞きしたり、実際に体験したりし、楽しいひとときを過ごすことができましたようです。

8月28日には、図書館と小・中学校図書室との連携を目的に第18回町内図書館連絡協議会を開催し、小・中学校図書室担当の先生方と意見・情報の交換を行いました。

郷土資料館関係では、平成26年度に米多浮立保存会が行った天衝解体調査の成果を展示した「天衝 一舞は天を衝く米多浮立展一」を8月1日よりふるさと学館2階展示室にて開催しております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で町長の行政報告が終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（大川隆城君）

日程第4. 諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成26年度上峰町財政健全化判断比率についての報告をお願いいたします。

○副町長（米本善則君）

皆さんおはようございます。私のほうから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による平成26年度決算に基づく上峰町健全化判断比率につきまして御報告を申し上げます。

この法律では、財政状況を見きわめます財政健全化判断指標といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を用いて財政健全化基準並びに財政再生基準を設定しまして、これらにより自治体の財政への監視が強化されているところでございます。

この4つの指標のうち、1つでも健全化基準を超えますと、早期健全化団体として財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て財政の健全化に取り組まなければならないとされております。

また、この報告書作成に当たりましては、健全化法の規定により、8月24日に4つの指標の算定基礎となる事項を記載した書類を西原監査委員、吉田監査委員の審査に付しまして、同日、両監査委員より平成26年度財政健全化判断比率審査意見書をいただいているところでございます。

意見書につきましては、報告書の最後に添付させていただいておりますので、御参照のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議案とともに送付させていただきました平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書をごらんください。

ページ数は紙面の下部中央となりますが、1ページ目は総括表となっておりますので、まず、2ページ目、上段、(2)実質赤字比率より御説明申し上げます。

一般会計及び土地取得特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する率をあらわすものとなりますが、本町における一般会計及び土地取得特別会計につきましては、平成26年度決算では赤字となりませんでしたので、こちらについては該当なしとなっております。

続きまして、(3)連結実質赤字比率についてですが、これは一般会計及び土地取得特別会計並びに国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計を対象に含め算定したものとなります。

こちらにつきましても、平成26年度決算におきましては赤字及び資金不足はございませんでしたので、該当なしとなっております。

続きまして、3ページ、上段、(4)実質公債費比率をごらんください。

実質公債費比率につきましては17.3%となっております。これは普通会計と公営事業会計

のほかに、一部事務組合・広域連合を対象に含め、公債費の標準財政規模に対する比率を3カ年平均した数値となります。

参考でございますが、算定対象となる各単年度ごとの比率は、平成24年度が19.6%、平成25年度が16.9%、平成26年度におきましては15.3%になっており、順調に比率を下げておるところでございます。

一般に実質公債費比率が18%を超えますと、地方債の発行に国の承認、県の許可が必要ということになっておりますが、今回の算定で初めて18%を下回ることができましたのも、議員の皆様方並びに町民の皆様方の御理解、御協力のたまものと感謝申し上げる次第でございます。

続きまして、(5)将来負担比率についてですが、普通会計と公営事業会計に一部事務組合・広域連合、三養基西部土地開発公社まで含め算定されるものでございます。

こちらは将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわしたものとなり、平成26年度におきましては37.2%という数値となっております。

なお、早期健全化基準、財政再生基準及び各種比率の概要につきましては、先ほどの1ページの総括表にお示ししておりますので、御参照いただければと思います。

以上で平成26年度決算に基づく上峰町財政健全化判断比率につきまして御報告とさせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第42号 上峰町総合計画審議会条例の一部を改正する条例。

7月の機構改革に伴い、本町総合計画審議会の庶務担当課を企画課からまち・ひと・しごと創生室に改めるものでございます。

平成27年9月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第43号 上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例。

7月の機構改革に伴い、本町国際交流推進委員会の庶務担当課を企画課からまち・ひと・しごと創生室に改めるものでございます。

平成27年9月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、いわゆる番号法の規定に基づき、本町手数料徴収条例に通知カードの再発行手数料及び個人番号カードの再発行手数料の規定を追加するものでございます。

平成27年9月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第45号

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177,591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,999,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年9月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど副町長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第46号

平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,718千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,067,242千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第47号

平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,153千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,982千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第48号

平成27年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成27年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,615千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,629千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど副町長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第49号

平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成27年9月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第50号

平成26年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成27年9月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第51号

平成26年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成27年9月4日 提出

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第52号

平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成27年9月4日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど同じく会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第53号

平成26年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成27年9月4日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第54号

平成26年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成27年9月4日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第55号

上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業の請負契約の締結について

上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業の請負契約を次のとおり締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第2条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業
2. 請負金額 212,366,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額15,730,814円)
3. 契約の方法 指名競争入札
4. 契約の相手方 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8-32
西日本電信電話株式会社佐賀支店
支店長 池 富 保

平成27年9月4日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、14議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より14議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

おはようございます。私のほうからは議案第42号及び議案第43号の補足説明を申し上げます。

まず、議案第42号でございます。上峰町総合計画審議会条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表をお願いいたします。

この条例改正につきましては、第10条、審議会の庶務の課の名称の変更による条例改正でございます。従来、企画課が行っておりましたが、7月1日からまち・ひと・しごと創生室という名目になりますので、その点の改正でございます。

続きまして、議案第43号でございます。上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これも新旧対照表をよろしくお願いします。

第7条の庶務の改正でございます。先ほどと同じく、企画課が7月1日よりまち・ひと・しごと創生室になりましたので、その名称変更でございます。

以上、私のほうから補足説明を終わります。

○議長（大川隆城君）

次に、補足説明を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第44号につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第44号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例をお手元に御用意をお願いいたします。

このことに関しましては、国のほうで平成25年5月に社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入を決め、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、所要の措置を講じるものでございます。

詳細には、平成27年10月5日より同法律第7条第1項の規定に基づく通知カード及び平成28年1月1日より第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの交付が行われることから、総務省自治行政局の通知に準じまして、通知カードにおきましては再発行手数料1件当たり500円を加えるものでございます。

また、現行にあります住民基本台帳カードの交付が終了することから、個人番号カードの再発行手数料1件当たり800円へ改正するものでございます。

なお、通知カード及び個人番号カードの施行日が違いますので、附則におきまして実施時期の経過措置を定めてまいります。

それでは、新旧対照表によりまして御説明をさせていただきます。

新旧対照表1枚目でございます。

まず、第1条、本則中にずっと下線が入っておりますが、下線部分の(13)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項の規定に基づく通知カードの再発行手数料1件につき500円を追加し、現行であります(13)から(24)を改正いたしまして、(14)から(25)に繰り下げをしております。

次に、3枚目をお願いいたします。

新旧対照表の第2条関係でございます。改正前、右欄の本則中、第2条中の(12)、下線部分の「住民基本台帳カード交付手数料1件につき500円」とありますが、平成27年10月5日以降の交付につきましては廃止となりますので、左欄にございます改正後の第2条中の(12)、下線部分の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再発行手数料1件につき

800円」に改めるものでございます。

以上で議案第44号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

次に、補足説明を求めます。

○副町長（米本善則君）

それでは、私のほうから議案第45号及び議案第48号につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第45号 平成27年度上峰町一般会計補正予算書（第3号）について、予算書に沿いまして御説明させていただきます。

初めに、補正総額についてですが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

まず、歳入についてですが、款、補正額、計の順に読み上げて説明させていただきます。

款の9. 地方交付税、補正額101,535千円、計の956,854千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額573千円、計の74,710千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額ゼロ円、計の79,963千円。こちらについては、歳出予算における財源組み替えのために計上しております。

款の13. 国庫支出金、補正額842千円、計の458,632千円。

款の15. 県支出金、補正額139千円、計の269,918千円。

款の18. 繰入金、補正額、△140,581千円、計の116,702千円。

款の19. 繰越金、補正額92,578千円、計の142,578千円。

款の20. 諸収入、補正額8,314千円、計の53,867千円。

款の21. 町債、補正額114,191千円、計の269,191千円。

3ページ、歳入合計といたしまして、補正額177,591千円、計の3,999,256千円となります。

次に、4ページの歳出になります。

款の1. 議会費、補正額、△260千円、計の83,807千円。

款の2. 総務費、補正額104,829千円、計の565,511千円。

款の3. 民生費、補正額15,396千円、計の1,054,854千円。

款の4. 衛生費、補正額、△10,148千円、計の564,821千円。

款の6. 農林水産業費、補正額、△5,450千円、計の375,908千円。

款の7. 商工費、補正額450千円、計の11,880千円。

款の8. 土木費、補正額、△2,596千円、計の136,880千円。

5ページに参りまして、款の9. 消防費、補正額90千円、計の242,137千円。

款の10. 教育費、補正額、△1,834千円、計の431,001千円。

款の12. 公債費、補正額77,114千円、計の522,433千円。

歳出合計といたしまして、補正額177,591千円、計の3,999,256千円となります。

続きまして、6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正について御説明いたします。

これは、現在、債務負担行為を設定しております上峰町社会福祉協議会に対する老人福祉センター建設事業費借入金に伴う償還金補助の償還期間の延長並びに利率の見直しに伴う債務負担行為の廃止及び追加によるものでございます。

詳細といたしましては、現行の平成13年から平成33年までの借入金343,400千円に対する元金及び利子分の債務負担行為を一旦廃止し、未償還残高となります125,045千円に対する借入金として、償還期間を平成27年から平成38年と現行より5年間延長するとともに、利率を見直し、新たに債務負担行為として設定するものです。これにより償還期間は現行より5年間延長となりますが、単年度当たりの返済額を下げるとともに、利率についても下がることが見込まれておりますので、全体支払い額の節約が図られることとなります。

それでは、表の左より事項、期間、限度額の順に読み上げて御説明いたします。

1、追加としまして、事項、社会福祉法人上峰町社会福祉協議会に対する老人福祉センター建設事業費借入金に伴う償還金補助、期間、平成27年度から平成38年度、限度額、当該建設事業に係る借入金125,045千円に対する元金及び利子に相当する額。

2、廃止としまして、事項、社会福祉法人上峰町社会福祉協議会に対する老人福祉センター建設事業費借入金に伴う償還金補助、期間、平成13年度から平成33年度、限度額、当該建設事業に係る借入金343,400千円に対する元金及び利子に相当する額。

続きまして、7ページの第3表 地方債補正について御説明いたします。

1、追加ですが、起債の目的といたしましては、繰り上げ償還に伴う借換債で、限度額は77,113千円、起債の方法としましては普通貸借または証券発行、利率は4%以内ということになっております。

次に、2、変更ですが、これにつきましては、変更点のみ読み上げて御説明いたします。

起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額155,000千円、補正後の限度額192,078千円でございます。

次に、主な補正内容について御説明させていただきます。

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページをお開きください。

2、歳入です。款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税、補正額101,535千円についてですが、今年度の普通交付税が836,535千円で額を確定しましたことから、現予算額735,000千円に対する補正を行っております。

続きまして、4ページでございます。

款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の1. 総務費補助金、節の3. 総務費補助金のさが段階チャレンジ交付金、補正額5,146千円についてですが、県のさが段階チャレンジ交付金事業の追加募集に対し、新たに5件の事業が採択されたことによるものです。

同じくその下、目の農林水産業費補助金、節の1. 農業費補助金の農村地域防災減災事業補助金、補正額、△5,300千円についてですが、当初予算においてため池の耐震調査経費を歳入歳出ともに計上していたところですが、県の再精査により、当該ため池については耐震調査の対象外とされたことにより減額するものです。

続きまして、5ページ、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金、補正額、△142,600千円についてですが、本年度の当初予算以降で195,982千円を取り崩しておりましたが、今回の決算の確定及び普通交付税等の確定に伴いまして繰入金を減額するものです。これにより基金取り崩し額は53,382千円となります。

続きまして、款の19. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金、補正額92,578千円についてですが、平成26年度の決算に伴い、繰越金の額が142,578,465円に確定したことによるものです。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入の中段の前年度介護保険負担金精算金7,786千円についてですが、平成26年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険負担金の精算に伴う返還金となります。

次の款の21. 町債、項の1の町債、目の1. 総務債、節の3. 繰上償還に伴う借換債、補正額77,113千円についてですが、利率の特例期間終了に伴う借りかえの実施によるものです。

同じくその下、目の臨時財政対策債、節の1. 臨時財政対策債、補正額37,078千円については、平成26年度の臨時財政対策債の発行額が192,078千円に確定したことによるものです。

次に、歳出の主な内容となりますが、8ページをお開きください。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、節の13. 委託料の公会計整備システム環境構築委託料、補正額2,591千円、並びに節の18. 備品購入費の公会計整備周辺機器購入費、補正額623千円についてですが、公会計整備に当たりまして、これまで総務省より無償で配布されるソフトウェアを活用することといたしておりましたが、配布元であります総務省のほうから、無償のソフトウェアを稼働させるための新たな整備が必要になる旨の通知を受けまして、その対応に必要な経費を計上しているところでございます。

続きまして、9ページです。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金、補正額72,000千円についてですが、歳入の5ページでも御説明しました繰越金を、地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金に積み立てを行うものです。これにより財政調整基金の

残高は321,616千円となります。

同じく目の14. 公共施設整備基金費、節の25. 積立金、補正額3,000千円については、当初予算において35,000千円を取り崩しておりましたので、3,000千円を積み直すものです。これにより公共施設整備基金の残高は8,092千円となります。

続きまして、11ページです。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金の上峰町地域公共交通活性化協議会補助金、補正額6,316千円についてですが、協議会において地域公共交通網の計画や生活交通確保維持の改善計画を策定するために必要な経費を補助金として交付するものです。

続きまして、15ページです。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の13. 委託料の農村地域防災減災事業委託料、補正額、△5,300千円についてですが、歳入4ページ、県補助金でも御説明したとおり、当初予算において計上していたため池の耐震調査経費について、県の再精査により耐震調査の対象外となったことから委託料を減額するものです。

続きまして、16ページ、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節の15. 工事請負費の町道補修等工事、補正額3,000千円についてですが、町道舗装工事の経費として計上しているものです。

最後となりますが、21ページをお開きください。

款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料の借りかえに伴う繰り上げ償還金、補正額77,114千円についてですが、利率の特例期間終了に伴う借りかえを実施するために計上しているものです。

以上が議案第45号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の主な補正内容の説明となります。

続きまして、議案第48号 平成27年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書に沿いまして御説明いたします。

初めに、補正の総額でございますが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお開きください。

まず、歳入でございます。表の左より款、補正額、計の順に読み上げて説明させていただきます。

款の3. 繰越金、補正額1,615千円、計の1,616千円。

歳入合計、補正額1,615千円、計の1,629千円。

続きまして、3ページの歳出でございます。

款の2. 予備費、補正額1,615千円、計の1,616千円。

歳出合計、補正額1,615千円、計の1,629千円。

こちらにつきましては、今回の補正では、平成26年度の決算に伴う繰越金を歳入といたしまして、その全額を予備費へ歳出として計上いたしております。

以上が議案第48号 平成27年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の補足説明となります。

以上で議案第45号、議案第48号に関する補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（大川隆城君）

次に、補足説明を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第46号、議案第47号の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第46号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款の4. 国庫支出金、補正額、マイナス154千円、計206,463千円。

款の5. 療養給付費交付金、補正額1,469千円、計64,183千円。

款の6. 前期高齢者交付金、補正額、マイナス8,522千円、計226,687千円。

款の7. 県支出金、補正額6千円、計36,560千円。

款の11. 繰越金、補正額33,919千円、計83,919千円。

歳入合計、補正額26,718千円、計1,067,242千円。

3ページをお願いいたします。

歳出、款の3. 後期高齢者支援金等、補正額1,375千円、計102,231千円。

款の4. 前期高齢者納付金等、補正額、マイナス7千円、計76千円。

款の6. 介護納付金、補正額、マイナス1,747千円、計43,873千円。

款の8. 保健事業費、補正額15千円、計8,613千円。

款の11. 諸支出金、補正額17,931千円、計19,135千円。

款の12. 予備費、補正額9,151千円、計13,569千円。

歳出合計、補正額26,718千円、計1,067,242千円。

それでは、補正予算（第1号）に関する説明書により説明をいたします。

2枚めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入の款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費等負担金、節の1. 現年度分、補正額、マイナスの120千円につきましては、後期高齢者支援金及び介護納付金

の額の確定に伴う国庫負担分の補正でございます。

款の4. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 財政調整交付金、節の1. 普通調整交付金、補正額、マイナスの34千円につきましても、国庫負担金と同様に額の確定に伴う補正でございます。

款の5. 項の1. 目の1の療養給付費交付金、節の2の過年度分、補正額の1,469千円につきましても、前年度の決定額に伴う補正でございます。

4ページをお願いいたします。

款の6. 項の1. 目の1. 節の1の前期高齢者交付金、補正額のマイナス8,522千円につきましても、交付金額の額の確定に伴う補正でございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金、補正額、マイナスの23千円につきましても、後期高齢者支援金及び介護納付金の額に伴う一種交付金分の補正でございます。

款の7. 県支出金、項の2. 県負担金、目の2の特定健康診査等負担金、節の1. 特定健康診査等負担金、補正額29千円につきましても、特定健康診査に伴う前年度分の県負担分の精算分でございます。

款の11. 項の1の繰越金、目の2. 節の1のその他繰越金、補正額33,919千円につきましても、前年度繰越分83,919,833円の繰り越しに伴う補正でございます。

5ページをお願いします。

歳出、款の3. 項の1の後期高齢者支援金等、目の1. 後期高齢者支援金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額1,375千円につきましても、支援金の額が102,220,128円というように額が確定したことに伴う補正でございます。

款の4. 項の1. 前期高齢者納付金等、目の1. 前期高齢者納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、マイナスの7千円につきましても、納付金の金額が65,495円に確定したことに伴う補正でございます。

款の6. 項の1. 目の1. 介護納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額、マイナスの1,747千円につきましても、納付金の額が43,872,443円に確定をいたしましたところに伴う補正でございます。

6ページをお願いします。

款の8. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目の1. 特定健康診査等事業費、節の12. 役務費、補正額15千円につきましても、データ管理業務の対象者数の増による補正でございます。

款の11. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の2. 償還金、節の23. 償還金、利子及び割引料、補正額16,531千円につきましても、前年度の一般被保険者療養給付費等負担金の額の確定に伴う精算金及び前年度の特定健康診査等負担金の国庫負担分の精算分の補

正でございます。

款の11. 諸支出金、項の2. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金、節の28. 繰出金、補正額1,400千円につきましては、出産一時金の前年度分で15名分を繰り入れしておりましたけれども、実績が10名分でございますので、5名分の精算でございます。

7ページをお願いいたします。

款の12、項の1、目の1. 予備費、補正額9,151千円、この補正後の予備費につきましては13,569千円になります。

以上で議案第46号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第47号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額、マイナス6,018千円、計68,110千円。

款の4. 繰越金、補正額641千円、計642千円。

款の5. 諸収入、補正額224千円、計729千円。

歳入合計、補正額、マイナス5,153千円、計91,982千円。

3ページをお願いします。

歳出、款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、マイナス5,998千円、計89,619千円。

款の3. 保健事業費、補正額225千円、計699千円。

款の4. 諸支出金、補正額620千円、計652千円。

歳出合計、補正額、マイナス5,153千円、計91,982千円。

それでは、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

2枚めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

款の1、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料及び目の2. 普通徴収保険料の補正につきましては、本算定による額の確定に伴ったところの補正でございます。

款の4、項の1、目の1、節の1の繰越金、補正額641千円につきましては、平成26年度の出納閉鎖期間中の保険料の納付額が20,400円、及び事務費の精算額が619,625円ありましたので、その繰り越しに伴う補正でございます。

款の5. 諸収入、項の5. 受託事業収入、目の1. 民生費受託収入、節の1. 後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正額224千円につきましては、集団検診等の受診者の伸びにより受託事業収入の補正でございます。

4ページをお願いします。

歳出、款の2、項の1、目の1の後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助

及び交付金、補正額、マイナスの5,998千円につきましては、後期高齢者医療保険料の補正額と、繰越金に含まれております出納閉鎖期間中の保険料の納付額を広域連合に納付するための補正でございます。

款の3. 保健事業費、項の1. 保健事業費、目の1. 健康診査等事業費、節の13. 委託料、補正額225千円につきましては、集団検診の受診者を当初60名分を見込んでおりましたけれども、7月までの実績で88名ありましたので、今後の見込み12名分を含んだところでの補正でございます。

款の4. 諸支出金、項の2. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金、節の28. 繰出金、補正額620千円につきましては、前年度の一般会計繰入金で事務費の精算金でございます。

以上で議案第46号、議案第47号の2議案の補足説明を終わります。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に、補足説明を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

それでは、私のほうから議案第49号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第1号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。

1ページめくっていただき、2ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額を説明いたします。

第1表、まず歳入でございますが、左から款、補正額、計の順に読み上げて説明いたします。

款の5. 繰入金、補正額ゼロ、計253,723千円。このゼロにつきましては、補正はございませんが、財源内訳の関係で後にも出てきますが、公債費の元金、利子をプラス1千円、マイナス1千円といった形で端数調整でさわったために表記された分でございます。

款の6. 繰越金、補正額9,254千円、計9,255千円。

款の8. 町債、補正額86,054千円、計240,954千円。

歳入合計、補正額95,308千円、計673,966千円でございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。

款の1. 総務費、補正額5,808千円、計の145,808千円。

款の2. 事業費、補正額3,446千円、計の69,102千円。

款の3. 公債費です。補正額86,054千円、計の458,556千円。

歳出合計、補正額95,308千円、計の673,966千円でございます。

めくっていただき、4ページでございます。

第2表 地方債補正でございます。

1、追加といたしまして、起債の目的、資本費平準化債の分でございますが、この分の借換債でございます。限度額につきましては86,054千円、起債の方法は普通貸借または証券発行ということでございます。利率は年4%以内ということで、以下、ごらんとおりでございますが、これにつきましては、平成22年度、5年前に借入れをした分でございますが、この借入れの利率の5年経過後の見直しということでございまして、今回、その特約期間が9月に終了いたします。よって、この追加といたしまして、今回見直しをかけまして、利率負担を軽減するために新たに借りかえをする内容の分でございます。

続きまして、下段でございますが、平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）に関する説明書ということでございまして、1つめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページ下段のほうでございますが、2、歳入の部でございます。款の6.繰越金、項の1.繰越金、目の1.繰越金、節の1.繰越金の補正額9,254千円でございますが、これは平成26年度決算からの繰越金が確定したところによる計上でございます。

続きまして、款の8.町債、項の1.町債、目の1.下水道事業債、節の3.資本費平準化債の補正額の86,054千円でございます。この件につきましては、先ほど地方債のところの説明しておりましたが、利率の5年後の見直しということで、今回、借りかえをする分でございます。86,054千円を計上しておるところでございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。

3、歳出でございます。款の1.総務費、項の1.総務管理費、目の1.一般管理費、節の11.需用費の修繕料3,308千円でございます。この件につきましては、農業集落排水施設におきましては、供用開始からほとんどの施設で10年間以上過ぎておりまして、ほとんどがポンプとか機器等の当初からの稼働しているものが多く、定期的な更新やオーバーホールということが必要になってきている状況でございます。緊急時におきましても早期の回復ということが急務でございまして、高額な機器類も多いということから、今回、緊急時に対応できる予算が必要になってきているという状況でございます。

今回の内容につきましては、前牟田処理場における老朽化している圧送ポンプの取りかえ1台約3,000千円ほどでございますが、これは圧送ポンプは今現在2台ございまして、交互に稼働するものでございますが、1台の分が老朽化し故障しておりまして、1台で今現在稼働しております。緊急をとということで、1台分を修繕、取りかえということも含めて計上している分でございます。そのほかにつきましては、定期点検で機器等の補修予算といたしまして308千円の、合わせましたところでの金額の補正をお願いしている分でございます。

続きまして、節の13.委託料の分の2,500千円でございます。この件につきましては、坊所処理場の機能強化増設分、新しい施設の分でございますが、この維持管理料として、10月から来年3月までの半年分ということでお願いする分でございます。10月から旧施設と新し

い施設が一緒になって稼働をしまいいりますが、新しい施設への汚水が流入、本格処理されるというふうなことになっておりまして、その分の管理費が必要となっております。汚水の流入体系、汚水処理、汚泥引き抜きの作業から電気代、それから電話料、それから水道代を含むところでの新しい施設の維持管理の委託料をお願いする分でございます。

続きまして、中ほど、款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の13. 委託料の1,500千円、それから、節の15. 工事請負費の1,946千円でございますが、この件につきましては、現在の処理場の周辺整備の単独事業の追加分でございますが、今、仮囲いがやっとなとれておる状況でございますが、農村公園関係での復旧工事分、それから、植栽、フェンス、駐車場等々の工事の分でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料でございますが、この分の86,055千円でございます。これも先ほど地方債のところの説明いたしましたけれども、平成22年度に借り入れておりました分のJAへの償還につきまして、5年間の特約期間が終了した分でございますが、今回、借り入れのために、その残額を一括返金するものでございます。

続きまして、下段の5ページでございますが、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の2. 利子、節の23. 償還金、利子及び割引料のマイナス1千円でございます。これは公債費金額の端数調整によりましてマイナスの1千円分を計上しておるところでございます。

以上でございますが、この補正予算につきましては、よろしく御審議いただきたくお願い申し上げます。私からの説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

次に、補足説明を求めます。

○会計管理者（原楨義幸君）

皆様こんにちは。私のほうから、議案第50号 平成26年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第54号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案につきまして、決算書を用いまして補足説明をさせていただきます。

お手元の決算書をごらんいただきたいと思います。

ページを申し上げます。5ページと6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入からでございますが、表の一番下の歳入合計を左のほうから予算現額の箇所から読み上げさせていただきます。

予算現額4,240,379千円、調定額4,385,950,953円、収入済額4,101,288,476円、不納欠損額1,543,827円、収入未済額283,118,650円、予算現額と収入済額との比較、△の139,090,524円でございます。

続きまして、2ページ飛びまして、9ページから10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の合計でございますが、予算現額4,240,379千円、支出済額3,954,002,011円、翌年度への繰越額228,783千円、不用額57,593,989円、予算現額と支出済額との比較286,376,989円でございます。

表の下段のところに歳入歳出差し引き残額をお書きしておりますが、147,286,465円、うち翌年度への繰越額が4,478千円となります。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、180ページをおめくりいただき、ブルー中敷きの後の3ページ、4ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額1,031,842千円、調定額1,083,308,071円、収入済額1,034,224,390円、不納欠損額2,825,589円、収入未済額46,258,092円、予算現額と収入済額との比較2,382,390円でございます。

続きまして、歳出でございますが、2ページ飛びまして、7ページ、8ページをお開き願います。

歳出の合計でございますが、予算現額1,031,842千円、支出済額950,304,507円、翌年度への繰越額はございません。不用額81,537,493円、予算現額と支出済額との比較81,537,493円でございます。

歳入歳出差し引き残額は83,919,883円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、42ページをお開きいただき、ブルー中敷きの後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入合計でございますが、予算現額97,140千円、調定額95,634,528円、収入済額95,634,528円、不納欠損額と収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較、△の1,505,472円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額97,140千円、支出済額94,993,503円、翌年度への繰越額はございません。不用額2,146,497円、予算現額と支出済額との比較2,146,497円でございます。

歳入歳出差し引き残額は641,025円となります。

次に、土地取得特別会計でございますが、15ページをおめくりいただき、ブルー中敷きの後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額1,598千円、調定額1,616,887円、収入済額1,616,887円、不納欠損額と収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較18,887円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額1,598千円、支出済額と翌年度への繰越額はございません。不用額1,598千円、予算現額と支出済額との比較1,598千円でございます。

歳入歳出差し引き残額は1,616,887円となっております。

最後に、農業集落排水特別会計でございますが、10ページをおめくりいただき、ブルー中敷きの後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額867,866千円、調定額871,838,554円、収入済額867,455,838円、不納欠損額はございません。収入未済額4,582,716円、予算現額と収入済額との比較、△の410,162円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出合計は、予算現額867,866千円、支出済額857,842,196円、翌年度への繰越額2,700千円、不用額7,323,804円、予算現額と支出済額との比較10,023,804円でございます。

歳入歳出差し引き残額は9,613,642円、うち翌年度への繰越額が358千円となります。

それでは、以上をもちまして補足説明とさせていただきますが、各会計の事項別明細等につきましても、お手元の歳入歳出決算書を御一読いただきたいと思います。存じます。

それでは、決算認定のほどをよろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

続きまして、議案第56号の上程及び提案理由の概要説明を求めます。

○4番（原田 希君）

皆さんこんにちは。私のほうから議案第56号を提案させていただきます。

平成27年9月4日

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

提出者

上峰町議会議員 原 田 希

上峰町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、標記議案を別紙のとおり提出します。

（提案理由）

議会における欠席の届出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の届出について新たに規定するもの。

議案第56号

上峰町議会会議規則の一部を改正する規則

上峰町議会会議規則（昭和62年上峰町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表をお願いいたします。

本則の第1章、第2条の2に、先ほどの「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」という文言を追加するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午前11時16分 散会